

## 法定点検関連項目整理資料（参考）

関東地方整備局 長野営繕事務所

平成24年度

## 内容

・ 法定点検（建基法・官公法）対象施設の判定について	1
・ 建築物衛生法対象建築物（特定建築物）の判定について	1
・ 建築構造の点検	2
・ 建築仕上げの点検	3
・ 防火区画の点検	4
・ 昇降機の点検	5
・ 排煙設備の点検	6
・ 換気設備の点検	7
・ 非常用照明の点検	8
・ 給排水設備の点検	9
・ 消防用設備等の点検	10
・ 危険物を取り扱う一般取扱所等の点検	11
・ 事業用電気工作物の保安規定による自主点検	12
・ 機械換気設備の点検	13
・ ボイラーの性能検査、定期検査	14～15
・ 高圧ガスを用いる冷凍機の検査	16～17
・ ガス湯沸し器ガスふろがま並びにこれらの排気筒塔の調査	18
・ 浄化槽の水質検査、保守点検、清掃	19
・ 簡易専用水道の水槽の清掃、検査	20
・ 排水設備の清掃	21
・ 清掃等及びねずみ等の防除	22
・ 照明設備の点検	23
・ 一酸化炭素の含有率等の測定	24
・ 廃棄物焼却炉のダイオキシン濃度	25
・ 空気調和設備の浮遊粉塵量等の測定	26
・ 冷却塔、加湿装置等の清掃等	27
・ 給水設備の飲料水、雑用水の浮遊残留塩素等の検査	28
・ ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度の測定	29
・ 特定施設等の排出水の測定	30

法定点検（建基法・官公法）対象施設の判定について

建築基準法第12条、官公法第12条	
判断の考え方	<p><b>確認①</b></p> <p>特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡超 (建基法第6条第1項第1号、別表1)</p> <p>Yes → 建基法に基づく点検の対象</p> <p>No → <b>確認②</b></p> <p><b>確認②</b></p> <p>事務所その他これに類する用途に供する建築物で、階数が5以上かつ延べ面積が1000㎡超 (建基法施行令第14条の2)</p> <p>Yes → 建基法に基づく点検の対象</p> <p>No → <b>確認③</b></p> <p><b>確認③</b></p> <p>事務所その他これに類する用途に供する建築物で、階数が2以上又は延べ面積が200㎡超 (官公法第12条第1項、政令第193号)</p> <p>Yes → 官公法に基づく点検の対象</p> <p>No → 法定点検の対象外</p> <p>確認①の判断方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画通知の「主要用途」の記載内容を建基法別表1に照らして確認する。ただし、「その用途に供する部分の床面積」については、一律に判断できない場合がある。</li> </ul> <p>確認②・③の判断方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画通知の「主要用途」の記載内容から判断する。ただし、「その他これに類する用途に供する建築物」の明確な判断基準はない。</li> </ul>

建築物衛生法対象建築物（特定建築物）の判定について

建築物衛生法対象建築物（特定建築物）の判定について	
判断の考え方	<p>◆関係法令</p> <p>法第2条第1項</p> <p>第二条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>施行令第1条（抄）</p> <p>次の各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積が三千平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法第一条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ面積が八千平方メートル以上のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場</li> <li>二 店舗又は事務所</li> <li>三 学校教育法第一条に規定する学校以外の学校（研修所を含む。）</li> <li>四 旅館</li> </ol> <p>◆注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>延べ面積の計算は建築物ごとに行い、複数棟の合計は行わない。（「詳解建築物衛生法」より）</li> <li>共同住宅は対象外（令§1に記載されていない）</li> </ul> <p>◆官庁施設における判定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>正確に判定するには、特定建築物についての届け出（法第5条）の有無の確認が必要。</li> </ul>

保全実調 項目名称	建築構造の点検				
該 当 法 定 点 検 項 目	<p>【建基法】法第12条第2項、規則第5条の2、H20告示第282号          【官公法】法第12条第1項、H20告示第1350号  <u>具体的な点検内容</u>          (告示第1350号別表から引用。建基法点検も同内容)          二. 建築物の外部 (五)～(九) (外壁-躯体等)          四. 建築物の内部 (二)～(六) (壁の室内に面する部分-躯体等)          (九)～(十一) (床-躯体等)</p>				
	二 建築物の 外部	(五)	外壁	躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況
		(六)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況
		(七)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況
		(八)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況
		(九)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況
	四 建築物の 内部	(二)	壁の室内 に面する 部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況
		(三)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況
		(四)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況
		(五)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況
		(六)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況
	四 建築物の 内部	(九)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況
		(十)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況
		(十一)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況
	頻度	・3年以内ごと (検査済証の交付を受けた日以後最初の点検は6年以内)			
点検者の 資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一級建築士、二級建築士【建基法第12条第2項】</li> <li>・建築基準適合判定資格者、登録調査資格者講習終了者【建基法規則第4条の20】</li> <li>・国等の建築物については2年以上の実務経験でも可【国交省告示第572号】</li> </ul>				
報告義務	・なし				
点検 必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建基法又は官公法に基づく法定点検の対象建築物</li> <li>・点検周期は3年ごと</li> </ul>				

保全実調 項目名称	建築仕上げの点検			
該 当 法 定 点 検 項 目	【建基法】法第 12 条第 2 項、規則第 5 条の 2、H20 告示第 282 号			
	【官公法】法第 12 条第 1 項、H20 告示第 1350 号			
	具体的な点検内容			
	(告示第 1350 号別表から引用。建基法点検も同内容)			
	二. 建築物の外部 (十) ~ (十三) (外壁-外装仕上げ材等)			
	三. 屋上及び屋根 (一) (屋上面) (六) (屋根)			
	四. 建築物の内部 (十三) (天井)			
二 建築物の 外部	(十)	外壁	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況
	(十一)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況
	(十二)			金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況
	(十三)			コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況
三 屋上及び 屋根	(一)	屋上面		屋上面の劣化及び損傷の状況
	(六)	屋根		屋根の劣化及び損傷の状況
四 建築物の 内部	(十三)	天井	難燃材料又は準不燃材料を必要とする仕上げの室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況
頻度	・ 3 年以内ごと (検査済証の交付を受けた日以後最初の点検は 6 年以内)			
点検者の 資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一級建築士、二級建築士【建基法第 12 条第 2 項】</li> <li>・ 建築基準適合判定資格者、登録調査資格者講習終了者【建基法規則第 4 条の 20】</li> <li>・ 国等の建築物については 2 年以上の実務経験でも可【国交省告示第 572 号】</li> </ul>			
報告義務	・ なし			
点検 必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建基法又は官公法に基づく法定点検の対象建築物</li> <li>・ 点検周期は 3 年ごと</li> </ul>			

保全実調 項目名称	防火区画の点検				
該 当 法 定 点 検 項 目	<p>【建基法】法第 12 条第 2 項、規則第 5 条の 2、H20 告示第 282 号</p> <p>【官公法】法第 12 条第 1 項、H20 告示第 1350 号</p> <p>具体的な点検内容        (告示第 1350 号別表から引用。建基法点検も同内容)</p> <p>四．建築物の内部 (一) (防火区画)        (七) ~ (八) (壁の室内に面する部分        -防火区画を構成する壁)        (十二) (床-防火区画を構成する床)        (十四) ~ (十五) (防火設備)</p>				
	四 建築物の 内部	(一)	防火区画	防火区画の外周 部	延焼のおそれのある部分及び外壁で準耐火構造又は耐火構造又は耐火構造としなければならない部分の開口部に設けられた防火設備の劣化及び損傷の状況
		(七)	壁の室内 に面する 部分	耐火建築物とすることを要しない建築物の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況
		(八)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況
		(十二)	床	耐火建築物とすることを要しない建築物の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況
		(十四)	防火設備(防火戸、シャッター	その他これらに類するものに	本体と枠の劣化及び損傷の状況
		(十五)	限る。)		防火設備の閉鎖又は作動の状況
頻度	・ 3 年以内ごと (検査済証の交付を受けた日以後最初の点検は 6 年以内)				
点検者の 資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一級建築士、二級建築士【建基法第 12 条第 2 項】</li> <li>・ 建築基準適合判定資格者、登録調査資格者講習終了者【建基法規則第 4 条の 20】</li> <li>・ 国等の建築物については 2 年以上の実務経験でも可【国交省告示第 572 号】</li> </ul>				
報告義務	・ なし				
点検 必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建基法又は官公法に基づく法定点検の対象建築物</li> <li>・ 点検周期は 3 年ごと</li> </ul>				

保全実調 項目名称	昇降機の点検																																											
法定点検 等の内容	<p><b>建築基準法に基づく点検</b>            建基法第 12 条第 4 項、規則第 6 条の 2、H20 告示第 283 号            ・すべての昇降機が対象（法 12 条 4 項、告示第 1 参照）            ・具体的な点検内容は告示で規定されている。            ・点検の頻度は、一年以内ごと（規則 6 条の 2 第 1 項）</p> <p><b>人事院規則に基づく検査</b>            人事院規則 10-4 第 32 条            人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）の運用について（S62.12.25 職福-691）</p> <p>人事院規則に基づく検査の内容</p> <table border="1" data-bbox="328 611 1323 768"> <thead> <tr> <th>検査の種類</th> <th>検査内容</th> <th>頻度</th> <th>対象設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>性能検査</td> <td>・構造及び機能についての検査 ・荷重試験</td> <td>年1回</td> <td>積載荷重1トン以上のエレベーター</td> </tr> <tr> <td>定期検査</td> <td>・異常又は損傷の有無</td> <td>月1回</td> <td>積載荷重0.25トン以上のエレベーター及び簡易リフト</td> </tr> </tbody> </table> <p>※検査内容の詳細は運用通達別表第 8、第 9 に規定されている。</p> <p>（参考）エレベーター、小荷物専用昇降機、簡易リフトの区分け</p> <table data-bbox="336 880 1417 1115"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">かごの面積</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">かごの面積</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>1㎡以下</th> <th>1㎡超</th> <th colspan="2"></th> <th>1㎡以下</th> <th>1㎡超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高さ</td> <td>1.2m以下</td> <td>小荷物専用昇降機</td> <td>エレベーター</td> <td rowspan="2">高さ</td> <td>1.2m以下</td> <td>簡易リフト</td> <td>簡易リフト</td> </tr> <tr> <td>1.2m超</td> <td>エレベーター</td> <td>エレベーター</td> <td>1.2m超</td> <td>簡易リフト</td> <td>エレベーター</td> </tr> </tbody> </table> <p>（建築基準法）<span style="margin-left: 200px;">（労働安全衛生法）</span></p>		検査の種類	検査内容	頻度	対象設備	性能検査	・構造及び機能についての検査 ・荷重試験	年1回	積載荷重1トン以上のエレベーター	定期検査	・異常又は損傷の有無	月1回	積載荷重0.25トン以上のエレベーター及び簡易リフト			かごの面積				かごの面積				1㎡以下	1㎡超			1㎡以下	1㎡超	高さ	1.2m以下	小荷物専用昇降機	エレベーター	高さ	1.2m以下	簡易リフト	簡易リフト	1.2m超	エレベーター	エレベーター	1.2m超	簡易リフト	エレベーター
検査の種類	検査内容	頻度	対象設備																																									
性能検査	・構造及び機能についての検査 ・荷重試験	年1回	積載荷重1トン以上のエレベーター																																									
定期検査	・異常又は損傷の有無	月1回	積載荷重0.25トン以上のエレベーター及び簡易リフト																																									
		かごの面積				かごの面積																																						
		1㎡以下	1㎡超			1㎡以下	1㎡超																																					
高さ	1.2m以下	小荷物専用昇降機	エレベーター	高さ	1.2m以下	簡易リフト	簡易リフト																																					
	1.2m超	エレベーター	エレベーター		1.2m超	簡易リフト	エレベーター																																					
頻度	建築基準法：1 年以内ごと（検査済証の交付を受けた日以後最初の点検は 2 年以内） 人事院規則：定期検査は 1 月以内ごと、性能検査は 1 年以内ごと																																											
点検者の 資格	建築基準法： ・一級建築士、二級建築士【建基法第 12 条第 4 項】 ・建築基準適合判定資格者、登録昇降機検査資格者講習終了者【建基法規則第 4 条の 20】 ※国等の建築物について 2 年以上の実務経験も可であるが、通常は想定できない（詳細は、「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」を参照） 人事院規則：【運用通達第 32 条関係 3(1)】 ・十分な知識及び技能を有すると認められる職員を検査員に指名又は専門機関に委託																																											
報告義務	・なし																																											
点検対象	建築基準法に基づく点検：全ての昇降機 人事院規則に基づく検査：積載荷重が 0.25 トン以上のエレベーター及び簡易リフト																																											

保全実調 項目名称	排煙設備の点検																																																																																																																																
根拠法令	<p>【建基法】法第12条第4項、規則第6条の2、H20告示第285号            【官公法】法第12条第2項、規則第2条、H20告示第1351号            具体的な点検内容            (告示第1351号別表から引用。建基法点検も同内容)            三. 排煙設備 (一)～(二十五)</p>																																																																																																																																
	<table border="1"> <tr><td>三</td><td>(一)</td><td>排煙機</td><td>外観</td><td>排煙機及び給気送風機の設置の状況</td></tr> <tr><td></td><td>(二)</td><td></td><td></td><td>排煙口及び給気口の取付けの状況</td></tr> <tr><td></td><td>(三)</td><td></td><td></td><td>排煙風道及び給気風道との接続の状況</td></tr> <tr><td></td><td>(四)</td><td></td><td></td><td>排煙風道及び給気風道の劣化及び損傷の状況</td></tr> <tr><td></td><td>(五)</td><td></td><td></td><td>排煙風道の断熱の状況</td></tr> <tr><td></td><td>(六)</td><td></td><td>性能</td><td>排煙口の開放との連動起動の状況</td></tr> <tr><td></td><td>(七)</td><td></td><td></td><td>作動の状況</td></tr> <tr><td></td><td>(八)</td><td></td><td></td><td>排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況</td></tr> <tr><td></td><td>(九)</td><td></td><td></td><td>電源を必要とする排煙機及び給気送風機の予備電源による作動の状況</td></tr> <tr><td></td><td>(十)</td><td></td><td></td><td>中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況</td></tr> <tr><td></td><td>(十一)</td><td></td><td></td><td>手動開放装置による開放の状況</td></tr> <tr><td></td><td>(十二)</td><td></td><td></td><td>煙感知器による作動の状況</td></tr> <tr><td></td><td>(十三)</td><td>エンジン直結の排煙機</td><td>外観</td><td>直結エンジンの設置の状況</td></tr> <tr><td></td><td>(十四)</td><td></td><td></td><td>セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況</td></tr> <tr><td></td><td>(十五)</td><td></td><td></td><td>給気管及び排気管の取付けの状況</td></tr> <tr><td></td><td>(十六)</td><td></td><td></td><td>Vベルト</td></tr> <tr><td></td><td>(十七)</td><td></td><td></td><td>接地線の接続の状況</td></tr> <tr><td></td><td>(十八)</td><td></td><td>性能</td><td>始動及び停止の状況</td></tr> <tr><td></td><td>(十九)</td><td></td><td></td><td>運転の状況</td></tr> <tr><td></td><td>(二十)</td><td></td><td></td><td>計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況</td></tr> <tr><td></td><td>(二十一)</td><td>可動防煙壁</td><td></td><td>手動降下装置の作動の状況</td></tr> <tr><td></td><td>(二十二)</td><td></td><td></td><td>手動降下装置による連動の状況</td></tr> <tr><td></td><td>(二十三)</td><td></td><td></td><td>煙感知器による連動の状況</td></tr> <tr><td></td><td>(二十四)</td><td></td><td></td><td>可動防煙壁の状況</td></tr> <tr><td></td><td>(二十五)</td><td></td><td></td><td>中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況</td></tr> </table>	三	(一)	排煙機	外観	排煙機及び給気送風機の設置の状況		(二)			排煙口及び給気口の取付けの状況		(三)			排煙風道及び給気風道との接続の状況		(四)			排煙風道及び給気風道の劣化及び損傷の状況		(五)			排煙風道の断熱の状況		(六)		性能	排煙口の開放との連動起動の状況		(七)			作動の状況		(八)			排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況		(九)			電源を必要とする排煙機及び給気送風機の予備電源による作動の状況		(十)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況		(十一)			手動開放装置による開放の状況		(十二)			煙感知器による作動の状況		(十三)	エンジン直結の排煙機	外観	直結エンジンの設置の状況		(十四)			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況		(十五)			給気管及び排気管の取付けの状況		(十六)			Vベルト		(十七)			接地線の接続の状況		(十八)		性能	始動及び停止の状況		(十九)			運転の状況		(二十)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況		(二十一)	可動防煙壁		手動降下装置の作動の状況		(二十二)			手動降下装置による連動の状況		(二十三)			煙感知器による連動の状況		(二十四)			可動防煙壁の状況		(二十五)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況			
	三	(一)	排煙機	外観	排煙機及び給気送風機の設置の状況																																																																																																																												
		(二)			排煙口及び給気口の取付けの状況																																																																																																																												
		(三)			排煙風道及び給気風道との接続の状況																																																																																																																												
		(四)			排煙風道及び給気風道の劣化及び損傷の状況																																																																																																																												
		(五)			排煙風道の断熱の状況																																																																																																																												
		(六)		性能	排煙口の開放との連動起動の状況																																																																																																																												
		(七)			作動の状況																																																																																																																												
		(八)			排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況																																																																																																																												
		(九)			電源を必要とする排煙機及び給気送風機の予備電源による作動の状況																																																																																																																												
		(十)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況																																																																																																																												
		(十一)			手動開放装置による開放の状況																																																																																																																												
		(十二)			煙感知器による作動の状況																																																																																																																												
		(十三)	エンジン直結の排煙機	外観	直結エンジンの設置の状況																																																																																																																												
		(十四)			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況																																																																																																																												
		(十五)			給気管及び排気管の取付けの状況																																																																																																																												
		(十六)			Vベルト																																																																																																																												
		(十七)			接地線の接続の状況																																																																																																																												
		(十八)		性能	始動及び停止の状況																																																																																																																												
		(十九)			運転の状況																																																																																																																												
		(二十)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況																																																																																																																												
		(二十一)	可動防煙壁		手動降下装置の作動の状況																																																																																																																												
		(二十二)			手動降下装置による連動の状況																																																																																																																												
		(二十三)			煙感知器による連動の状況																																																																																																																												
	(二十四)			可動防煙壁の状況																																																																																																																													
	(二十五)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況																																																																																																																													
頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>一年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年）以内ごと（規則6条の2第1項）</li> <li>検査済証の交付を受けた日以後最初の点検は二年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年）以内（規則6条の2第2項）</li> </ul>																																																																																																																																
点検者の資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>一級建築士、二級建築士【建基法第12条第4項】</li> <li>建築基準適合判定資格者、登録建築設備検査資格者講習終了者【建基法規則第4条の20】</li> <li>国等の建築物については2年以上の実務経験でも可【国交省告示第572号】</li> </ul>																																																																																																																																
報告義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>																																																																																																																																
点検対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>建基法又は官公法に基づく法定点検の対象建築物</li> <li>点検対象の排煙設備（排煙機又は可動防煙壁）を有する建築物</li> </ul>																																																																																																																																



保全実調 項目名称	換気設備の点検																											
根拠法令	<p>【建基法】法第12条第4項、規則第6条の2、H20告示第285号            【官公法】法第12条第2項、規則第2条、H20告示第1351号  <u>具体的な点検内容</u>            (告示第1351号別表から引用。建基法点検も同内容)            一. 無窓の居室又は火を使用する室に設けられた換気設備 (一) ~ (十)</p> <table border="1" data-bbox="338 385 1412 1012"> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top;">一 無窓の居室又は火を使用する室に設けられた換気設備</td> <td>(一)</td> <td rowspan="10" style="vertical-align: top;">自然換気設備及び機械換気設備(中央管理方式の空調設備を含む。)</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: top;">外観</td> <td>外気取り入れ口及び排気口の取付けの状況</td> </tr> <tr> <td>(二)</td> <td>給気口、排気口及び居室内の空気の取り入れ口の取付けの状況</td> </tr> <tr> <td>(三)</td> <td>風道の取付けの状況</td> </tr> <tr> <td>(四)</td> <td>給気機及び排気機の設置の状況</td> </tr> <tr> <td>(五)</td> <td>排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況</td> </tr> <tr> <td>(六)</td> <td>排気筒及び煙突の断熱の状況</td> </tr> <tr> <td>(七)</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">性能  空調設備(中央管理方式に限る。)の主要機器及び配管の外観</td> <td>中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況</td> </tr> <tr> <td>(八)</td> <td>主要機器の設置の状況</td> </tr> <tr> <td>(九)</td> <td>主要機器及び配管の劣化及び損傷の状況</td> </tr> <tr> <td>(十)</td> <td>空気調和設備の運転の状況</td> </tr> </table>				一 無窓の居室又は火を使用する室に設けられた換気設備	(一)	自然換気設備及び機械換気設備(中央管理方式の空調設備を含む。)	外観	外気取り入れ口及び排気口の取付けの状況	(二)	給気口、排気口及び居室内の空気の取り入れ口の取付けの状況	(三)	風道の取付けの状況	(四)	給気機及び排気機の設置の状況	(五)	排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	(六)	排気筒及び煙突の断熱の状況	(七)	性能  空調設備(中央管理方式に限る。)の主要機器及び配管の外観	中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	(八)	主要機器の設置の状況	(九)	主要機器及び配管の劣化及び損傷の状況	(十)	空気調和設備の運転の状況
一 無窓の居室又は火を使用する室に設けられた換気設備	(一)	自然換気設備及び機械換気設備(中央管理方式の空調設備を含む。)	外観	外気取り入れ口及び排気口の取付けの状況																								
	(二)			給気口、排気口及び居室内の空気の取り入れ口の取付けの状況																								
	(三)			風道の取付けの状況																								
	(四)			給気機及び排気機の設置の状況																								
	(五)			排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況																								
	(六)			排気筒及び煙突の断熱の状況																								
	(七)		性能  空調設備(中央管理方式に限る。)の主要機器及び配管の外観	中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況																								
	(八)			主要機器の設置の状況																								
	(九)			主要機器及び配管の劣化及び損傷の状況																								
	(十)			空気調和設備の運転の状況																								
頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>一年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年)以内ごと(規則6条の2第1項)</li> <li>検査済証の交付を受けた日以後最初の点検は二年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年)以内(規則6条の2第2項)</li> </ul>																											
点検者の資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>一級建築士、二級建築士【建基法第12条第4項】</li> <li>建築基準適合判定資格者、登録建築設備検査資格者講習終了者【建基法規則第4条の20】</li> <li>国等の建築物については2年以上の実務経験でも可【国交省告示第572号】</li> </ul>																											
報告義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>																											
点検対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>建基法又は官公法に基づく法定点検の対象建築物</li> <li>点検対象の換気設備を有する建築物</li> </ul>																											

保全実調 項目名称	非常用照明の点検				
根拠法令	<b>【建基法】</b> 法第 12 条第 4 項、規則第 6 条の 2、H20 告示第 285 号 <b>【官公法】</b> 法第 12 条第 2 項、規則第 2 条、H20 告示第 1351 号 <u>具体的な点検内容</u> (告示第 1351 号別表から引用。建基法点検も同内容) 四. 予備電源 (一) ~ (五)				
	四 予備電源 (自家用 発電装置 を含む。)	(一)	電源別置形	外観	蓄電池の設置の状況
		(二)			キュービクルの取付けの状況
		(三)	電池内蔵形、 電源別置形及 び自家用発電 装置	性能	予備電源への切替え及び非常用照明の点 灯の状況
		(四)	電源別置形及 び自家用発電 装置		常用の電源から蓄電池設備への切替えの 状況
(五)		電池内蔵形	非常用照明の充電ランプの点灯の状況		
頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>一年 (ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年) 以内ごと (規則 6 条の 2 第 1 項)</li> <li>検査済証の交付を受けた日以後最初の点検は二年 (ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年) 以内 (規則 6 条の 2 第 2 項)</li> </ul>				
点検者の 資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>一級建築士、二級建築士 <b>【建基法第 12 条第 4 項】</b></li> <li>建築基準適合判定資格者、登録建築設備検査資格者講習終了者 <b>【建基法規則第 4 条の 20】</b></li> <li>国等の建築物については 2 年以上の実務経験でも可 <b>【国交省告示第 572 号】</b></li> </ul>				
報告義務	・なし				
点検対象	①建基法又は官公法に基づく法定点検の対象建築物 ②点検対象の非常用照明を有する建築物 (令 126 条の 4) <ul style="list-style-type: none"> <li>法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物</li> <li>階数が 3 以上で延べ面積が 500 m<sup>2</sup>超の建築物</li> <li>窓その他の開口部を有しない居室</li> <li>延べ面積が 1000 m<sup>2</sup>超の建築物</li> </ul>				

保全実調 項目名称	給排水設備の点検
--------------	----------

根拠法令	<b>【建基法】</b> 法第 12 条第 4 項、規則第 6 条の 2、H20 告示第 285 号 <b>【官公法】</b> 法第 12 条第 2 項、規則第 2 条、H20 告示第 1351 号 <u>具体的な点検内容</u> (告示第 1351 号別表から引用。建基法点検も同内容) 六. 給水及び排水設備 (一) ~ (十)				
	六 給水及び 排水設備	(一)	配管(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	配管の腐食及び漏水の状況	
		(二)	給水設備	飲料用の給水・貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)及び給水ポンプ	給水タンク等の腐食及び漏水の状況
		(三)		給水ポンプの運転の状況	
		(四)	給水設備	給湯設備(循環ポンプを含む。)	ガス湯沸器の状況
		(五)			ガス湯沸器の煙突及び給排気部の状況
		(六)			電気給湯器の状況
		(七)	排水設備	排水槽	排水漏れの状況
		(八)	排水設備	排水再利用配管設備(中水道を含む。)	雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況
		(九)	排水設備	衛生器具	衛生器具の取付けの状況
(十)			排水管	間接排水の状況	
頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>一年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年)以内ごと(規則 6 条の 2 第 1 項)</li> <li>検査済証の交付を受けた日以後最初の点検は二年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年)以内(規則 6 条の 2 第 2 項)</li> </ul>				
点検者の資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>一級建築士、二級建築士【建基法第 12 条第 4 項】</li> <li>建築基準適合判定資格者、登録建築設備検査資格者講習終了者【建基法規則第 4 条の 20】</li> <li>国等の建築物については 2 年以上の実務経験でも可【国交省告示第 572 号】</li> </ul>				
報告義務	なし				
点検対象	①建基法又は官公法に基づく法定点検の対象建築物 ②点検対象の給排水設備を有する建築物				
備考					

保全実調 項目名称	消防用設備等の点検		
根拠法令	消防法第 17 条の 3 の 3 ・点検周期：消防法施行規則 31 の 6、H16 消防庁告示第 9 号 ・点検内容：S50 消防庁告示第 14 号 (参考) 告示第 9 号		
	消防用設備の種類等	点検の内容及び方法	点検の期間
	消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備	機器点検	六月
	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源（配線の部分を除く。）、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備並びに共同住宅用非常警報設備及び共同住宅用連結送水管	機器点検	六月
	配線	総合点検	一年
頻度	機器点検は 6 ヶ月ごと、総合点検は 1 年ごと（H16 消防庁告示第 9 号）		
点検者の資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令で定める防火対象物は、消防用設備士又は総務省令で定める資格を有する者が点検を実施しなければならない</li> <li>・政令で定める防火対象物は令 36-2。（別表 1 の 15 項施設の場合は、延面積 1000 ㎡以上で消防長・消防署長が指定するもの）</li> <li>・総務省令で定める資格は規則 31 の 6-6</li> </ul>		
報告義務	・消防長・消防署長に報告する（法 17 の 3 の 3、規則 31 の 6-3、H16 消防庁告示第 9 号）		
点検対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防設備等又は特殊消防用設備等（法 17 の 3 の 3）</li> <li>・消防設備等の種類は、消火設備（消火器、屋内消火栓等）、警報設備（自火報等）及び避難設備（避難はしご、誘導灯等）（令 7）</li> <li>・消防設備等の設置基準は施行令第二章第三節（8 条～33 条の 2）による。</li> </ul>		
備考			

保全実調 項目名称	危険物を取り扱う一般取扱所等の点検									
概要	指定数量以上の危険物を取り扱う一般取扱所等の定期点検、点検記録の作成及びその保存について									
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆消防法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 14 条の 3 の 2</li> </ul> </li> <li>◆危険物の規制に関する政令 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 8 条の 5 定期に点検をしなければならない製造所等の指定</li> <li>・第 31 条 危険物保安監督者及び危険物取扱者の責務</li> </ul> </li> <li>◆危険物の規制に関する規則 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 62 条の 4～第 62 条の 8 定期点検を行わなければならない時期等</li> </ul> </li> </ul>									
頻度	・ 1 年に 1 回以上（規則第 62 条の 4）									
点検者の 資格	・ 危険物取扱者又は危険物施設保安員（規則第 62 条の 6）									
報告義務	点検記録を作成し保存する（3 年）（規則第 62 条の 7 及び第 62 条の 8）									
点検対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆危険物令第 7 条の 3、第 8 条の 5</li> <li>・ 指定数量の 10 倍以上の危険物を取り扱う一般取扱所</li> <li>・ 地下タンクを有する一般取扱所（指定数量以上）</li> <li>・ 地下タンク貯蔵所（指定数量以上）</li> </ul> 等 （指定数量の代表例） 第 4 類 <table border="1" data-bbox="347 1149 1121 1335" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>第 1 石油類（アセトン・ガソリン等）</td> <td style="text-align: center;">2 0 0 L</td> </tr> <tr> <td>第 2 石油類（灯油・軽油等）</td> <td style="text-align: center;">1, 0 0 0 L</td> </tr> <tr> <td>第 3 石油類（重油等）</td> <td style="text-align: center;">2, 0 0 0 L</td> </tr> <tr> <td>第 4 石油類（ギヤ油・シリンダー油等）</td> <td style="text-align: center;">6, 0 0 0 L</td> </tr> </tbody> </table>		第 1 石油類（アセトン・ガソリン等）	2 0 0 L	第 2 石油類（灯油・軽油等）	1, 0 0 0 L	第 3 石油類（重油等）	2, 0 0 0 L	第 4 石油類（ギヤ油・シリンダー油等）	6, 0 0 0 L
第 1 石油類（アセトン・ガソリン等）	2 0 0 L									
第 2 石油類（灯油・軽油等）	1, 0 0 0 L									
第 3 石油類（重油等）	2, 0 0 0 L									
第 4 石油類（ギヤ油・シリンダー油等）	6, 0 0 0 L									
備考										

保全実調 項目名称	事業用電気工作物の保安規定による自主点検												
概要	自家用電気工作物の保安のための巡視・点検及び測定(電気事業法 42 条)												
根拠法令	◆電気事業法第 42 条												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">電気工作物の種類【法 § 38、規則 § 48】</th> <th>保安規定による自主点検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①一般用電気工作物</td> <td>           ○低圧受電(600V以下)            ○小出力発電設備            ・自家発10kW未満            ・太陽光50kW未満            ・風力20kW未満 など         </td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業用 電気工作物</td> <td>           ②自家用 電気工作物            ③電気事業の用に供する電気工作物            ①、③以外の電気工作物            ○高圧、特高受電            ○自家発10kW以上 など         </td> <td>           ○保安規定を定めること【法 § 42】            ○保安規定において、工事、維持及び運用            に関する保安のための巡視、点検及び検査            に関することを定めること【規則 § 50④三】         </td> </tr> </tbody> </table>		電気工作物の種類【法 § 38、規則 § 48】		保安規定による自主点検	①一般用電気工作物	○低圧受電(600V以下) ○小出力発電設備 ・自家発10kW未満 ・太陽光50kW未満 ・風力20kW未満 など	-	事業用 電気工作物	②自家用 電気工作物 ③電気事業の用に供する電気工作物 ①、③以外の電気工作物 ○高圧、特高受電 ○自家発10kW以上 など	○保安規定を定めること【法 § 42】 ○保安規定において、工事、維持及び運用 に関する保安のための巡視、点検及び検査 に関することを定めること【規則 § 50④三】		
電気工作物の種類【法 § 38、規則 § 48】		保安規定による自主点検											
①一般用電気工作物	○低圧受電(600V以下) ○小出力発電設備 ・自家発10kW未満 ・太陽光50kW未満 ・風力20kW未満 など	-											
事業用 電気工作物	②自家用 電気工作物 ③電気事業の用に供する電気工作物 ①、③以外の電気工作物 ○高圧、特高受電 ○自家発10kW以上 など	○保安規定を定めること【法 § 42】 ○保安規定において、工事、維持及び運用 に関する保安のための巡視、点検及び検査 に関することを定めること【規則 § 50④三】											
	◆点検対象(電気工作物の定義は法第 2 条第 16 号) 自家用電気工作物…変電設備、非常用発電設備、UPS、直流電源設備、負荷設備等												
頻度	点検頻度に関する法令上の明文規定はなく、個々の保安規定において定めることとなる。 一般的には、定期点検は年 1 回以上行われる。 (経済産業局配布の保安規定記載例、日本電気技術規格委員会企画(JESC 規格)等)												
	定期点検の内容(自家用電気工作物保安管理規程(JEAC8021)より抜粋)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>点検の種類</th> <th>主な点検内容</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月次点検</td> <td>外観点検 (受電設備、配電盤、負荷設備など)</td> <td rowspan="2">1 回/月</td> </tr> <tr> <td>指定機関による検査</td> <td>検査(測定)による状態確認 (変圧器の電圧値、電流値など)</td> </tr> <tr> <td>年次点検</td> <td>電路の絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器試験、非常用予備発電装置試験、蓄電池試験 など</td> <td>1 回/1 年</td> </tr> </tbody> </table>	点検の種類	主な点検内容	頻度	月次点検	外観点検 (受電設備、配電盤、負荷設備など)	1 回/月	指定機関による検査	検査(測定)による状態確認 (変圧器の電圧値、電流値など)	年次点検	電路の絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器試験、非常用予備発電装置試験、蓄電池試験 など	1 回/1 年	
点検の種類	主な点検内容	頻度											
月次点検	外観点検 (受電設備、配電盤、負荷設備など)	1 回/月											
指定機関による検査	検査(測定)による状態確認 (変圧器の電圧値、電流値など)												
年次点検	電路の絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器試験、非常用予備発電装置試験、蓄電池試験 など	1 回/1 年											
点検者の 資格	特になし (参考) 監督を行う者として、電気主任技術者を選任する。【法 § 43】												
報告義務	特になし (参考) 保安規定は経産省に報告する【法 § 42】												
点検対象	自家用電気工作物												
備考													

保全実調 項目名称	機械換気設備の点検
概要	機械による換気のための設備についての異常の有無を点検
根拠法令	<p>○人事院規則 10-4 第 15 条（勤務環境等について講ずべき措置） 各省各庁の長は、人事院の定めるところにより、換気その他の空気環境の調整、照明、保温、防湿、清潔保持及び伝染性疾患のまん延の予防のための措置その他職員の健康保持のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>○人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）の運用について（S62.12.25 職福 - 691） 第 15 条関係 1 この条の規定により各省各庁の長が勤務環境等について講ずべき措置は、（中略）事務所衛生基準規則（S47 労働省令第 43 号）（中略）の規定の例による措置（中略）とする。</p> <p>○事務所衛生基準規則 第 9 条（点検） 事業者は、<u>機械による換気のための設備について</u>、はじめて使用するとき、分解して改造又は修理を行なったとき、及び <u>2 月以内ごとに 1 回、定期に、異常の有無を点検</u>し、その結果を記録して、これを 3 年間保存しなければならない。</p> <p>※「機械による換気のための設備」とは、空気調和設備、機械換気設備、換気扇等動力による換気のための設備全てをいう。（「事務所衛生基準規則の解説」より）</p>
頻度	はじめて使用するとき、分解して改造又は修理を行なったとき、及び 2 月以内ごとに 1 回、定期に、異常の有無を点検（事務所衛生基準規則 第 9 条）
点検者の 資格	不要
報告義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出は不要</li> <li>・結果を記録し、3 年間保存しなければならない（事務所衛生基準規則 第 9 条）</li> </ul>
点検対象	○機械による換気のための設備（事務所衛生基準規則 第 9 条）
備考	

保全実調 項目名称	ボイラーの性能検査、定期検査																			
概要	人事院規則及び労働安全衛生法に基づくボイラー及び圧力容器の検査																			
根拠法令	<p>◆人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 32 条（設備等の検査） 別表第七に掲げる設備等については、設置検査、変更検査、性能検査及び定期検査を、別表第八に掲げる設備等については定期検査を、それぞれ行なわなければならない</li> </ul> <p>◆人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）の運用について（S62. 12. 25 職福 - 691）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 32 条関係 「性能検査」：当該設備等を引き続き使用することができるかどうかを判定するために、設備等の構造、機能等について総合的な点検、試験等を、一定期間ごとに行う検査 「定期検査」：設備等の損傷及び異常の有無並びに作動状態等の適否を確認するために、一定期間ごとに行う検査</li> </ul> <p>◆ボイラー及び圧力容器安全規則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボイラー 第 32 条 定期自主検査、第 37 条～第 40 条 性能検査</li> <li>・ 第一種圧力容器 第 67 条 定期自主検査、第 72 条～第 75 条 性能検査</li> <li>・ 第二種圧力容器 第 88 条 定期自主検査</li> <li>・ 小型ボイラー及び小型圧力容器 第 94 条 定期自主検査</li> </ul>																			
頻度	<p>設備等の検査の項目及び回数</p> <table border="1" data-bbox="368 965 1461 1462"> <thead> <tr> <th data-bbox="368 965 632 1010">設備等</th> <th data-bbox="632 965 836 1010">検査の種類</th> <th data-bbox="836 965 1082 1010">人事院規則</th> <th data-bbox="1082 965 1461 1010">労働安全衛生法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="368 1010 632 1234"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボイラー</li> <li>・ 第一種圧力容器</li> </ul> </td> <td data-bbox="632 1010 836 1234">性能検査</td> <td data-bbox="836 1010 1082 1234">1 年につき少なくとも 1 回</td> <td data-bbox="1082 1010 1461 1234"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボイラー検査証の有効期間は 1 年</li> <li>・ 有効期間の更新を受けようとする者は性能検査を受けなければならない</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1234 632 1462"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型ボイラー</li> <li>・ 小型圧力容器</li> <li>・ 第二種圧力容器</li> </ul> </td> <td data-bbox="632 1234 836 1462">定期検査</td> <td data-bbox="836 1234 1082 1462">1 月につき少なくとも 1 回</td> <td data-bbox="1082 1234 1461 1462">1 月以内ごとに 1 回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1462 632 1592"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型ボイラー</li> <li>・ 小型圧力容器</li> <li>・ 第二種圧力容器</li> </ul> </td> <td data-bbox="632 1462 836 1592"></td> <td data-bbox="836 1462 1082 1592">1 年につき少なくとも 1 回</td> <td data-bbox="1082 1462 1461 1592">1 年以内ごとに 1 回</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）の運用について別表第 8 及び第 9</li> <li>・ 労働安全衛生法 第 41 条（検査証の有効期間等）、第 45 条（定期自主検査）</li> </ul>				設備等	検査の種類	人事院規則	労働安全衛生法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボイラー</li> <li>・ 第一種圧力容器</li> </ul>	性能検査	1 年につき少なくとも 1 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボイラー検査証の有効期間は 1 年</li> <li>・ 有効期間の更新を受けようとする者は性能検査を受けなければならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型ボイラー</li> <li>・ 小型圧力容器</li> <li>・ 第二種圧力容器</li> </ul>	定期検査	1 月につき少なくとも 1 回	1 月以内ごとに 1 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型ボイラー</li> <li>・ 小型圧力容器</li> <li>・ 第二種圧力容器</li> </ul>		1 年につき少なくとも 1 回	1 年以内ごとに 1 回
設備等	検査の種類	人事院規則	労働安全衛生法																	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボイラー</li> <li>・ 第一種圧力容器</li> </ul>	性能検査	1 年につき少なくとも 1 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボイラー検査証の有効期間は 1 年</li> <li>・ 有効期間の更新を受けようとする者は性能検査を受けなければならない</li> </ul>																	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型ボイラー</li> <li>・ 小型圧力容器</li> <li>・ 第二種圧力容器</li> </ul>	定期検査	1 月につき少なくとも 1 回	1 月以内ごとに 1 回																	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型ボイラー</li> <li>・ 小型圧力容器</li> <li>・ 第二種圧力容器</li> </ul>		1 年につき少なくとも 1 回	1 年以内ごとに 1 回																	



点検者の資格	<p>◆人事院規則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属の職員のうちから当該設備等の検査について十分な知識及び技能を有すると認められる職員を検査員に指名</li> <li>・安衛法第 41 条第 2 項に規定する登録性能検査機関等の専門機関に委託して検査（安全管理者又はこれに代わる職員を立ち合わせる） （人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）の運用について第 32 条第 3 項）</li> <li>・人事院規則別表 5、6 より、ボイラー（小型ボイラーを除く。）取り扱いの業務等は特別の免許、資格等を必要とする。</li> </ul> <p>◆労働安全衛生法、ボイラー及び圧力容器安全規則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボイラー・第一種圧力容器 性能検査：労働基準監督署長又は登録性能検査機関（厚生労働大臣の登録を受けた者） [法第 41 条、規則第 38 条、第 73 条] 定期自主検査：取扱作業主任者（ボイラー技士）（厚生労働省令で定める資格を有するもの）又は検査業者又（他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者） [法第 14 条、第 45 条第 2 項 令第 6 条 規則第 24 条、第 62 条]</li> <li>・小型ボイラー 特別の教育を受けた者[規則第 92 条]</li> <li>・第二種圧力容器・小型圧力容器 特に資格者の指定はない</li> </ul>														
報告義務	<p>◆人事院規則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査を行なったときは、結果について記録を作成しなければならない。（規則 第 32 条第 2 項）</li> <li>・設置検査、変更検査及び性能検査の結果の記録は、それぞれ設備等の種類に応じ、別紙第 6 に定める様式の「検査結果記録書」により作成すること。（運用 第 32 条関係）</li> </ul> <p>◆労働安全衛生法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性能検査：労働基準監督署長又は登録性能検査機関の検査を受ける</li> <li>・定期自主検査：自主検査を行なったときは、その結果を記録し、3 年間保存</li> </ul>														
点検対象	<p>■性能検査・定期検査を行う設備等</p> <table border="1" data-bbox="320 1301 1474 1570"> <thead> <tr> <th>設備等</th> <th>検査の種類</th> <th>人事院規則</th> <th>労働安全衛生法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ボイラー</td> <td>性能検査</td> <td rowspan="2">別表第 7</td> <td rowspan="2">法第 37 条第 1 項 令第 12 条</td> </tr> <tr> <td>・第一種圧力容器</td> <td>定期（自主）検査</td> </tr> <tr> <td>・小型ボイラー ・小型圧力容器 ・第二種圧力容器</td> <td>定期（自主）検査</td> <td>別表第 8</td> <td>法第 45 条第 1 項 令第 15 条</td> </tr> </tbody> </table>	設備等	検査の種類	人事院規則	労働安全衛生法	・ボイラー	性能検査	別表第 7	法第 37 条第 1 項 令第 12 条	・第一種圧力容器	定期（自主）検査	・小型ボイラー ・小型圧力容器 ・第二種圧力容器	定期（自主）検査	別表第 8	法第 45 条第 1 項 令第 15 条
設備等	検査の種類	人事院規則	労働安全衛生法												
・ボイラー	性能検査	別表第 7	法第 37 条第 1 項 令第 12 条												
・第一種圧力容器	定期（自主）検査														
・小型ボイラー ・小型圧力容器 ・第二種圧力容器	定期（自主）検査	別表第 8	法第 45 条第 1 項 令第 15 条												
備考	<p>※定期検査の名称は、人事院規則では「定期検査」、安衛法では「定期自主検査」となっている。官庁施設の場合は人事院規則に基づく検査となるため、平成 24 年度から項目名称を「定期自主検査」から「定期検査」に変更する。</p> <p>【定期検査の対象外となる設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・真空式温水発生機、無圧式温水発生機、直だき吸収冷温水機</li> <li>・簡易ボイラー</li> <li>・簡易圧力容器 など</li> </ul>														

保全実調 項目名称	高圧ガスを用いる冷凍機の検査													
概要	高圧ガスを用いる冷凍機について技術上の基準に適合しているかの検査													
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 高圧ガス保安法（以下「法」） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第5条第1項「第1種製造者」 冷凍能力20t/日（フルオロカーボンの場合50t/日）以上のガス冷凍機（空調用含）を設置する場合、都道府県知事から承認（国以外は「許可」）を受ける。</li> <li>・ 法第5条第2項「第2種製造者」 冷凍能力3t/日（フルオロカーボンの場合5t/日）以上の場合、製造開始の日の20日前までに都道府県知事に届出を行う。</li> <li>・ 法第35条（保安検査）：①</li> <li>・ 法第35条の2（定期自主検査）：②</li> </ul> </li> <li>◆ 冷凍保安規則（S41.5.25 通商産業省令第51号：以下「冷凍則」） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷凍則第6～9条 第一種製造者に係る技術上の基準</li> <li>・ 冷凍則第36～39条 冷凍保安責任者等</li> <li>・ 冷凍則第40～43条 保安検査</li> <li>・ 冷凍則第44条 定期自主検査</li> </ul> </li> </ul>													
頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 保安検査：3年以内毎に1回以上（冷凍則第40条第2項）</li> <li>② 定期自主点検：1年に1回以上（冷凍則第44条第3項）</li> </ul>													
点検者の 資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 都道府県知事、高圧ガス保安協会または指定保安検査機関による</li> <li>② 冷凍保安責任者が自主検査の実施について監督を行う</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷凍則第36条 冷凍保安責任者の選任等 「第一種製造者等」は、製造施設の区分に応じ、製造施設ごとに、それぞれ製造保安責任者免状の交付を受けている者であって、高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、冷凍保安責任者を選任しなければならない。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="320 1167 1406 1704" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">製造施設の区分</th> <th style="width: 33%;">製造保安責任者免状の交付を受けている者</th> <th style="width: 33%;">高圧ガスの製造に関する経験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日の冷凍能力が300t以上のもの</td> <td>第一種冷凍機械責任者免状</td> <td>1日の冷凍能力が100t以上の製造施設を使用してする高圧ガスの製造に関する1年以上の経験</td> </tr> <tr> <td>1日の冷凍能力が100t以上300t未満のもの</td> <td>第一種冷凍機械責任者免状 又は 第二種冷凍機械責任者免状</td> <td>1日の冷凍能力が20t以上の製造施設を使用してする高圧ガスの製造に関する1年以上の経験</td> </tr> <tr> <td>1日の冷凍能力が100t未満のもの</td> <td>第一種冷凍機械責任者免状、 第二種冷凍機械責任者免状 又は 第三種冷凍機械責任者免状</td> <td>1日の冷凍能力が3t以上の製造施設を使用してする高圧ガスの製造に関する1年以上の経験</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷凍則第37条 冷凍保安責任者の選任等の届出 第一種製造者等は、冷凍保安責任者届書に当該冷凍保安責任者が交付を受けた製造保安責任者免状の写しを添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</li> </ul>		製造施設の区分	製造保安責任者免状の交付を受けている者	高圧ガスの製造に関する経験	1日の冷凍能力が300t以上のもの	第一種冷凍機械責任者免状	1日の冷凍能力が100t以上の製造施設を使用してする高圧ガスの製造に関する1年以上の経験	1日の冷凍能力が100t以上300t未満のもの	第一種冷凍機械責任者免状 又は 第二種冷凍機械責任者免状	1日の冷凍能力が20t以上の製造施設を使用してする高圧ガスの製造に関する1年以上の経験	1日の冷凍能力が100t未満のもの	第一種冷凍機械責任者免状、 第二種冷凍機械責任者免状 又は 第三種冷凍機械責任者免状	1日の冷凍能力が3t以上の製造施設を使用してする高圧ガスの製造に関する1年以上の経験
製造施設の区分	製造保安責任者免状の交付を受けている者	高圧ガスの製造に関する経験												
1日の冷凍能力が300t以上のもの	第一種冷凍機械責任者免状	1日の冷凍能力が100t以上の製造施設を使用してする高圧ガスの製造に関する1年以上の経験												
1日の冷凍能力が100t以上300t未満のもの	第一種冷凍機械責任者免状 又は 第二種冷凍機械責任者免状	1日の冷凍能力が20t以上の製造施設を使用してする高圧ガスの製造に関する1年以上の経験												
1日の冷凍能力が100t未満のもの	第一種冷凍機械責任者免状、 第二種冷凍機械責任者免状 又は 第三種冷凍機械責任者免状	1日の冷凍能力が3t以上の製造施設を使用してする高圧ガスの製造に関する1年以上の経験												

報告義務	<p>① 保安検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事が行う保安検査（冷凍則第 40 条第 3 項）： 「保安検査証」の交付を受けた日から 2 年 11 月を超えない日までに、「保安検査申請書」を事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない</li> <li>・「高圧ガス保安協会」又は「指定保安検査機関」が行う保安検査（冷凍則第 41 条第 3 項 又は 第 5 項）： 「高圧ガス保安協会保安検査受検届書」又は「指定保安検査機関保安検査受検届書」を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</li> <li>・「保安検査証」を保存</li> </ul> <p>② 定期自主点検 検査記録を作成しこれを保存しなければならない。届出は不要。（法第 35 条の 2）</p>
点検対象	<p>施設規模は問わない</p> <p>① 「1 日の冷凍能力が 20 t（フロンガスの場合 50 t）以上の高圧ガスを用いる冷凍機等のうち特定施設</p> <p>② 1 日の冷凍能力が 20 t（フロンガスの場合 50 t）以上の高圧ガスを用いる冷凍機等</p>
備考	<p>特定施設：冷凍則第 40 条（特定施設の範囲等）に規定 次の各号に掲げるものを除く製造施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 ヘリウム、R21 又は R114 を冷媒ガスとする製造施設</li> <li>二 製造施設のうち認定指定設備の部分</li> </ul> <p>対象となる冷凍機の例：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パッケージ型空気調和機（R407C, R410A）</li> <li>・チリングユニット（R134a, R407C, R410A）</li> <li>・遠心冷凍機（R134a）</li> <li>・スクリーユ冷凍機（R134a, R407C）</li> <li>・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機（R407C, R410A）</li> </ul>

保全実調 項目名称	ガス湯沸し器ガスふろがま並びにこれらの排気筒等の調査						
概要	ガス湯沸器、ガスふろがま、これらの排気筒及び排気筒に接続される換気扇について、消費機器の技術上の基準に適合しているかどうかの調査						
根拠法令	<p>①都市ガスの場合</p> <p>ガス事業法</p> <p>・第40条の2 第2項</p> <p><u>ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その供給するガスに係る消費機器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。</u></p> <p>ガス事業法施行規則</p> <p>・第107条（消費機器に関する周知及び調査）、第108条（消費機器の技術上の基準）</p> <p>（参考）規則第107条</p> <p>消費機器の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について <u>40月に1回以上行うこと。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消費機器の種類</th> <th>調査を行う事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ ガス湯沸器及びガスふろがま（不完全燃焼する状態に至った場合に当該消費機器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるもの及び密閉燃焼式のものであって特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和三十四年法律第三十三号）第六条に規定する表示が付されているものその他これと同等の安全性を有すると経済産業大臣が認めたものを除く。）並びにこれらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>ロ（一）建物区分のうち特定地下街等に設置されている燃焼器 （二）建物区分に定める特定地下室等に設置されている燃焼器</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>②液化石油ガスの場合 →本項目の対象とはしない</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）第27条第1項第2号</p> <p>第二十七条 <u>液化石油ガス販売事業者は、その販売契約を締結している一般消費者等について次に掲げる業務（以下「保安業務」という。）を行わなければならない。</u></p> <p>二 <u>消費設備を調査し、その消費設備が第三十五条の五の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知する業務</u></p> <p>消費設備の調査の内容調査の詳細は、液石法施行規則 § 37 に規定されており、種類毎に、毎月、毎年、4年毎に調査を行うことが定められている。</p>	消費機器の種類	調査を行う事項	イ ガス湯沸器及びガスふろがま（不完全燃焼する状態に至った場合に当該消費機器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるもの及び密閉燃焼式のものであって特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和三十四年法律第三十三号）第六条に規定する表示が付されているものその他これと同等の安全性を有すると経済産業大臣が認めたものを除く。）並びにこれらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇	（略）	ロ（一）建物区分のうち特定地下街等に設置されている燃焼器 （二）建物区分に定める特定地下室等に設置されている燃焼器	（略）
消費機器の種類	調査を行う事項						
イ ガス湯沸器及びガスふろがま（不完全燃焼する状態に至った場合に当該消費機器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるもの及び密閉燃焼式のものであって特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和三十四年法律第三十三号）第六条に規定する表示が付されているものその他これと同等の安全性を有すると経済産業大臣が認めたものを除く。）並びにこれらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇	（略）						
ロ（一）建物区分のうち特定地下街等に設置されている燃焼器 （二）建物区分に定める特定地下室等に設置されている燃焼器	（略）						
頻度	【都市ガス】 40月（約3年）に1回以上（ガス事業法施行規則第107条） 【液化石油ガス】 毎月／毎年／4年毎 （液石法施行規則第37条）						
点検者の資格	ガス事業者が実施						
報告義務	・届出等は不要（技術上の基準に適合しない場合、ガス事業者から通知される）、記録の保存は必要						
点検対象	<p>①都市ガスの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ガス湯沸器及びガスふろがま並びにこれらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇（以下を除く）</li> <li>・不完全燃焼時に当該機器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められているもの</li> <li>・経緯燃焼式のものであって特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条に規定する表示が付されているもの</li> </ul> <p>②液化石油ガスの場合（本項目の対象とはしない）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●すべての燃焼器が対象となる。</li> </ul>						
備考							

保全実調 項目名称	浄化槽の水質検査、保守点検、清掃			
根拠法令等	【浄化槽法】法第7条～11条、施行令第1条、規則第1条～9条、14条 具体的な点検等の内容			
	点検等の種類	浄化槽の種類	点検等の頻度	
	水質検査 【法 § 7, 11】	浄化槽（全て）		使用開始後、3月を経過した日から5月間、その後は毎年1回 【規則 § 4】
	保守点検 【法 § 8, 10①】	浄化槽 (合併処理) 【規則 § 6②】	分離接触曝気方式、嫌気ろ床接触曝気方式、脱窒ろ床接触曝気方式〔～20人〕	4月に1回以上
			分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式、脱窒ろ床接触ばっ気方式(21人～50人)	3月に1回以上
			活性汚泥方式	1週に1回以上
			回転板接触方式、接触ばっ気方式、散水ろ床方式(砂ろ過装置、活性炭吸着装置または凝集層を有する浄化槽)	1週に1回以上
			回転板接触方式、接触ばっ気方式、散水ろ床方式(スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽)	2週に1回以上
		上記以外	3月に1回以上	
		みなし 浄化槽 (単独処理) 【規則 § 6①】	全ばっ気方式(～20人)	3月に1回以上
			全ばっ気方式(21人～300人)	2月に1回以上
			全ばっ気方式(301人～)	1月に1回以上
			分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式、単純ばっ気方式(～20人)	4月に1回以上
	分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式、単純ばっ気方式(21人～300人)		3月に1回以上	
	分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式、単純ばっ気方式(301人～)		2月に1回以上	
散水ろ床方式、平面酸化床方式、地下砂ろ過方式	6月に1回以上			
上記以外	1年に1回以上			
清掃 【法 § 9, 10①】	浄化槽（全て）	全ばっ気方式	概ね6月毎に1回以上 【規則 § 7】	
		上記以外	1年に1回以上	
資格 (実施者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理対象が501人以上の浄化槽は、技術管理者を置く。</li> <li>・水質検査は、指定検査機関（知事が法第57条第1項の規定により指定する者）が行う。</li> <li>・保守点検は、浄化槽管理者（当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権限を有する者）が行うが、知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者又は浄化槽管理士（登録制度がない場合）に委託することができる。</li> <li>・清掃は浄化槽管理者が行うが、浄化槽清掃業者に委託することができる。</li> </ul>			
報告義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質検査は指定検査機関が知事に報告</li> <li>・保守点検及び清掃は、浄化槽管理者において、記録の作成は義務づけられているが、報告は求められていない。</li> </ul>			
点検等 必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽法による浄化槽又はみなし浄化槽を設置している場合</li> </ul>			

保全実調 項目名称	簡易専用水道の水槽の清掃、検査																		
根拠法令等	<p>【水道法】 法第 34 条の 2、規則第 55 条、56 条、H15 厚生労働省告示第 262 号</p> <p>具体的な点検等の内容</p> <table border="1" data-bbox="323 322 1449 703"> <thead> <tr> <th data-bbox="323 322 555 353">対象設備</th> <th data-bbox="560 322 1023 353">点検等の内容</th> <th data-bbox="1027 322 1267 353">点検等の頻度</th> <th data-bbox="1272 322 1449 353">根拠条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="323 360 555 633">簡易専用水道 (受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>を超えるもの)</td> <td data-bbox="560 360 1023 454">水槽の掃除</td> <td data-bbox="1027 360 1267 454">1年以内ごとに1回</td> <td data-bbox="1272 360 1449 454">法 § 34の2①、 規則 § 55</td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 461 555 633"></td> <td data-bbox="560 461 1023 633">           検査            ・簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査            ・給水栓における水質の検査            ・書類の整理等に関する検査            (建築物衛生法の適用がある場合は、書類検査とすることができる。)         </td> <td data-bbox="1027 461 1267 633">1年以内ごとに1回</td> <td data-bbox="1272 461 1449 633">法 § 34の2②、 規則 § 56、 告示第262号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 640 555 703">受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>以下のもの</td> <td colspan="3" data-bbox="560 640 1449 703">水道法の対象外であり、条例等の定めによる。</td> </tr> </tbody> </table>			対象設備	点検等の内容	点検等の頻度	根拠条文	簡易専用水道 (受水槽の有効容量が10m <sup>3</sup> を超えるもの)	水槽の掃除	1年以内ごとに1回	法 § 34の2①、 規則 § 55		検査 ・簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査 ・給水栓における水質の検査 ・書類の整理等に関する検査 (建築物衛生法の適用がある場合は、書類検査とすることができる。)	1年以内ごとに1回	法 § 34の2②、 規則 § 56、 告示第262号	受水槽の有効容量が10m <sup>3</sup> 以下のもの	水道法の対象外であり、条例等の定めによる。		
対象設備	点検等の内容	点検等の頻度	根拠条文																
簡易専用水道 (受水槽の有効容量が10m <sup>3</sup> を超えるもの)	水槽の掃除	1年以内ごとに1回	法 § 34の2①、 規則 § 55																
	検査 ・簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査 ・給水栓における水質の検査 ・書類の整理等に関する検査 (建築物衛生法の適用がある場合は、書類検査とすることができる。)	1年以内ごとに1回	法 § 34の2②、 規則 § 56、 告示第262号																
受水槽の有効容量が10m <sup>3</sup> 以下のもの	水道法の対象外であり、条例等の定めによる。																		
頻度	・ 掃除、検査とも 1 年以内ごと																		
資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掃除を行う者には、資格等は求められていない。</li> <li>・ 検査は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関が行う。</li> </ul>																		
報告義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掃除、検査とも施設管理者においては特段の報告を求められていない。 (検査は検査機関において帳簿を備え、保存することが義務づけられている。)</li> </ul>																		
清掃等 必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道法に基づく簡易専用水道（水槽の有効容量の合計が 10 m<sup>3</sup>を超えるもの）</li> </ul>																		
判断方法	<p>■対象設備の有無について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受水槽の有効容量の合計が 10 m<sup>3</sup>を超えるもの</li> </ul> <p>① 簡易専用水道：有効容量が 10 m<sup>3</sup>を超える施設（水道法の適用あり・・・○）</p> <p>② 準簡易専用水道：有効容量が 5 m<sup>3</sup>を超え 10 m<sup>3</sup>以下の施設（水道法の適用なし・・・×）</p> <p>③ 小規模受水槽水道：5 m<sup>3</sup>以下の施設水道法の適用なし・・・×）</p> <p>※ ②及び③は市町村条例等で規制を受ける。</p> <p>・</p>																		

保全実調 項目名称	排水設備の清掃
根拠法令等	<p>①建築物衛生法の特定建築物に該当する場合（3000㎡以上の事務所等）  <b>【建築物衛生法】</b> 法第4条第1項、施行令第2条第1項第2号ハ、規則第4条の3  H15厚生労働省告示第119号第四</p> <p><u>具体的な点検等の内容</u>  ○排水設備の清掃…6ヶ月以内ごとに1回【規則§4の3①】</p> <p>（参考）排水に関する設備とは、特定建築物内の設備のうち、排水に関する全ての設備を指し、排水管も含まれる。（「詳解 建築物衛生法」より引用）</p> <p>（参考）一定頻度の点検等ではないが、建築物衛生法では、排水設備の維持管理について以下の規定がある。  <b>【規則§4の3②、H15厚生労働省告示第119号第四】</b>  一．排水に関する設備の清掃  二．排水に関する設備の点検及び補修等</p> <p>②その他の場合（3000㎡未満）  <b>【人事院規則】</b> 必要な性能維持を求めたものであり、定期的な点検等を定めた規定ではない。  →本項目の対象外とみなす</p> <p><u>人事院規則 10-4 第15条</u>  各省各庁の長は、人事院の定めるところにより、換気その他の空気環境の調整、照明、保温、防湿、清潔保持及び伝染性疾患のまん延の予防のための措置その他職員の健康保持のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>「人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）の運用について」（S62.12.25 職福-691）</u>  第15条関係  1 この条の規定により各省各庁の長が勤務環境等について講ずべき措置は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第3編第3章から第9章まで、<u>事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号）及び事業附属寄宿舎規程（昭和22年労働省令第7号）の規定の例による措置（中略）とする。</u></p> <p><u>事務所衛生基準規則 §14</u>  事業者は、<u>排水に関する設備については、当該設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等が生じないように、補修及びそうじを行わなければならない。</u></p>
頻度	・6ヶ月以内ごと
資格	
報告義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告義務はないが、法第10条により特定建築物の所有者等は、環境衛生上必要な事項（排水設備の清掃を実施した日時、実施者名等）を記載した帳簿書類を備えておく必要がある。</li> <li>・国の公用又は公共の用に供する特定建築物は、都道府県知事が建築物衛生法の施行に関し必要と認める場合、上記の帳簿書類の提出を求めることができる。（法第13条第2項）</li> </ul>
清掃等 必要性	・建築物衛生法による特定建築物の排水設備
判断方法	建築物衛生法の特定建築物であれば、通常排水設備は存在すると考える。
備考	

保全実調 項目名称	清掃等及びねずみ等の防除
根拠法令等	<p>①建築物衛生法の特定建築物に該当する場合（3000㎡以上の事務所等）</p> <p>【建築物衛生法】</p> <p>清掃等：法第4条第1項、施行令第2条第3号イ、規則第4条の5第1項、H15厚生労働省告示第119号第五</p> <p>ねずみ等の防除：法第4条第1項、施行令第2条第3号ロ、規則第4条の5第2項、H15厚生労働省告示第119号第六</p> <p>(注)「ねずみ等」とは、鼠、昆虫その他の健康を損なう事態を生じさせる動物をいう。(規則第4条の4)</p> <p>(参考)人の健康を損なう事態を生じさせる動物とは、ねずみ、ゴキブリ、ハエ、蚊、ノミ、シラミ、ダニ等のいわゆる衛生害虫のように病原微生物を媒介する動物のことを指す。(「詳解 建築物衛生法」より引用)</p> <p>具体的な点検等の内容</p> <p>規則第4条の5（清掃等及びねずみ等の防除）</p> <p>1 令第二条第三号イに規定する掃除は、日常行うもののほか、<u>大掃除を、六月以内ごとに一回、定期的に、統一的に行うものとする。</u></p> <p>2 令第二条第三号ロに規定するねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>一 <u>ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について、六月以内ごとに一回、定期的に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。</u></p> <p>二 (略)</p> <p>3 令第二条第三号イ及びロの規定により掃除、廃棄物の処理、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行う場合は、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、掃除及びねずみ等の防除並びに掃除用機器等及び廃棄物処理設備の維持管理に努めなければならない。</p> <p>②その他の場合（3000㎡未満）</p> <p>【人事院規則】→事務所衛生基準規則第15、労働安全衛生規則第619</p> <p>事業者は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 日常行う清掃のほか、<u>大掃除を、六月以内ごとに一回、定期的に、統一的に行うこと。</u></p> <p>二 <u>ねずみ、昆虫等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ、昆虫等による被害の状況について、六月以内ごとに一回、定期的に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。</u></p>
頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃等：日常清掃のほか、6ヶ月以内ごとに大掃除を1回（定期的に統一的に実施）</li> <li>・ねずみ等の防除：6ヶ月以内ごと（定期的に統一的に実施）</li> </ul>
資格	
報告義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告義務はないが、法第10条により特定建築物の所有者等は、環境衛生上必要な事項（清掃等を実施した日時、実施者名、用いた薬剤等）を記載した帳簿書類を備えておく必要がある。</li> <li>・国の公用又は公共の用に供する特定建築物は、都道府県知事が建築物衛生法の施行に関し必要と認める場合、上記の帳簿書類の提出を求めることができる。(法第13条第2項)</li> </ul>
清掃等 必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物衛生法による特定建築物が対象</li> <li>・上記以外については、人事院規則により対象</li> </ul>
判断方法	すべての施設を対象とする。
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度以降、特定建築物以外も本項目の対象とすることで統一する。</li> <li>・従って、項目名称を「特定建築物の清掃等及びねずみ等の防除」から「清掃等及びねずみ等の防除」に変更する。</li> </ul>



保全実調 項目名称	照明設備の点検																										
根拠法令	<p>◆人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持） 第 15 条 各省各庁の長は、人事院の定めるところにより、換気その他の空気環境の調整、照明、保温、防湿、清潔保持及び伝染性疾患のまん延の予防のための措置その他職員の健康保持のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>◆人事院規則 10-4 の運用について 第 15 条関係 1 この条の規定により各省各庁の長が勤務環境等について講ずべき措置は、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 3 編第 3 章から第 9 章まで、事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号）及び・・・とする。 2 照度については、前項により、安衛則第 604 条及び事務所衛生基準規則第 10 条の規定の例による措置を講ずることとなるが、具体的には、日本工業規格（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項に規定する日本工業規格をいう。別表第 3 において同じ。）Z 9110 及び Z 9125 に定める照度を維持するよう努めるものとする。</p> <p>◆事務所衛生基準規則第 10 条第 3 項 事業者は、室の照明設備について、六月以内ごとに一回、定期に、点検しなければならない。</p> <p>※「点検」については、電球、反射笠等の汚れ、破損または機能劣化など照度の低下の原因となる事項について行う。（「事務所衛生基準規則の解説」より引用）</p> <p>◆労働安全衛生規則第 605 条第 2 項 事業者は、労働者を常時就業させる場所の照明設備について、六月以内ごとに一回、定期に、点検しなければならない。</p> <p>JIS Z9110 主な作業領域・活動領域の照度範囲</p> <table border="1" data-bbox="300 1249 1066 1585"> <thead> <tr> <th>領域、作業又は活動の種類</th> <th>推奨照度</th> <th>照度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務室</td> <td>750</td> <td>1000～500</td> </tr> <tr> <td>受付</td> <td>300</td> <td>500～200</td> </tr> <tr> <td>会議室、集会室</td> <td>500</td> <td>750～300</td> </tr> <tr> <td>書庫</td> <td>200</td> <td>300～150</td> </tr> <tr> <td>便所、洗面所</td> <td>200</td> <td>300～150</td> </tr> <tr> <td>階段</td> <td>150</td> <td>200～100</td> </tr> <tr> <td>廊下、エレベータ</td> <td>100</td> <td>150～ 75</td> </tr> </tbody> </table>			領域、作業又は活動の種類	推奨照度	照度範囲	事務室	750	1000～500	受付	300	500～200	会議室、集会室	500	750～300	書庫	200	300～150	便所、洗面所	200	300～150	階段	150	200～100	廊下、エレベータ	100	150～ 75
領域、作業又は活動の種類	推奨照度	照度範囲																									
事務室	750	1000～500																									
受付	300	500～200																									
会議室、集会室	500	750～300																									
書庫	200	300～150																									
便所、洗面所	200	300～150																									
階段	150	200～100																									
廊下、エレベータ	100	150～ 75																									
頻度	6 月以内毎に 1 回																										
点検者の 資格	規定無し																										
報告義務	なし																										
点検対象	事務所の場合：事務室の作業面（事務所安全衛生規則） 事務所以外の場合：労働者を常時就業させる場所の作業面（安衛則）																										
備考	法令上、定期的な照度の「測定」は不要であるため、H24 年度以降、項目名称を「照度の測定」から、「照明設備の点検」に修正する。																										

保全実調項目名称	一酸化炭素の含有率等の測定					
根拠法令	○建築物、設備の種類別の測定項目一覧 本項目は、人事院規則に基づく執務環境測定を対象とする。					
	保全実態調査項目	測定対象	測定項目	測定頻度	参照条文	
	139	一酸化炭素の含有率等の測定	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、室温、外気温、相対湿度	2月以内毎に1回 (一部緩和規定あり)	・人事院規則10-4第15条 ・事務所衛生基準規則第7条 ・労働安全衛生法施行令第21条第5号
	141	空気調和設備の浮遊粉塵量等の測定	空気調和設備を設けている特定建築物	浮遊粉じん、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流	2月以内毎に1回	・建築物衛生法第4条 ・施行令第2条 ・施行規則第3条の2
			機械換気設備を設けている特定建築物	浮遊粉じん、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、気流	2月以内毎に1回	
(参考) 上表の測定項目以外に、ホルムアルデヒドの量について、建築、大規模修繕又は大規模模様替の完了後、使用開始日以後最初に到来する測定期間(6/1～9/30)中に1回測定が必要。(建築物衛生法施行規則第3条の2第4号、事務所衛生基準規則第7条の2)						
○中央管理方式とは(基発第0621004号、厚労省労働基準局長通知) ・「中央管理方式」の意義は施行前と変更はなく、各室に供給する空気を中央管理室等で一元的に制御することができる方式をいい、空気調和設備の場合でいえば、中央機械室からダクトにより各室に空気を供給する方式(ダクト方式)のほか、中央機械室において浄化、減湿・与湿等の処理をした空気を送出し、さらにこれを各階、各室等に設けた二次空気調和装置により冷却等の処理をして各室に供給する方式(各階ユニット方式、ファンコイルユニット方式等)がある。						
頻度	2月以内毎に1回					
点検者の資格	規定無し。					
報告義務	なし					
点検対象	上表による					
判断方法	【結論】中央管理方式の空気調和設備があることが条件であるため、設備概要(機械設備)の「 <u>空調方式</u> 」が1. <u>全空気方式</u> 又は2. <u>ファンコイル・ダクト併用方式</u> の施設を対象と判断する。					
備考	空調設備、換気設備による空気環境の調整そのものは、中央管理方式に限らず実施する必要がある(事務所衛生基準規則第5条)が、作業環境測定の対象は、中央管理方式の空気調和設備である。(事務所衛生基準規則第7条、労働安全衛生法施行令第21条第5号)					

保全実調 項目名称	廃棄物焼却炉のダイオキシン濃度
根拠法令	<p>関連法規</p> <p>ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条 施行令第 1 条、第 4 条、別表第 1 施行規則第 2 条</p> <p>法第 28 条</p> <p>1 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、毎年一回以上で政令で定める回数、政令で定めるところにより、大気基準適用施設にあっては当該大気基準適用施設から排出される排出ガス、水質基準適用事業場にあっては当該水質基準適用事業場から排出される排出水につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行わなければならない。</p> <p>2 廃棄物焼却炉である特定施設に係る前項の測定を行う場合においては、併せて、その排出する集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻につき、政令で定めるところにより、そのダイオキシン類による汚染の状況について、測定を行わなければならない。</p> <p>令第 4 条</p> <p>1 法第 28 条第 1 項の規定による測定は、毎年一回以上、同項の排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量について、環境省令で定める方法により行うものとする。</p> <p>2 法第 28 条第 2 項の規定による測定は、同項のばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量について、環境省令で定める方法により行うものとする。</p>
頻度	ダイオキシン類対策特別措置法 1 年に 1 回以上（都道府県知事への報告義務）
点検者の 資格	環境計量士（登録業者） （「保全の現況」から引用。ただし、法令上の根拠については要確認）
報告義務	都道府県知事に報告（法第 28 条第 3 項）
点検対象	火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が 0・5 平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が 1 時間当たり 50 キログラム以上のもの。（施行令別表第 1）
判断方法	定期的な測定が必要な施設は大気基準適用施設又は水質基準適用事業場である（法第 28 条第 1 項）が、 <u>法第 12 条に基づく特定施設の設置の届け出の有無</u> を確認することで、本項目の対象施設となるか否か判断可能。
備考	H23 年度まで適用法令として「人事院規則」を記載していたが、人事院規則に基づく測定事項はないため、削除した。（「人事院規則 10-4 の運用について」において引用される労働安全衛生規則（安衛則）は第 3 編第 3 章から第 9 章であるところ、ダイオキシン類の測定について規定した安衛則第 592 条の 2 は、第 3 編第 2 章なので適用対象外。）

保全実調項目名称	空気調和設備の浮遊粉塵量等の測定					
根拠法令	○建築物、設備の種類別の測定項目一覧					
	本項目は、建築物衛生法に基づく執務環境測定を対象とする。(3000㎡以上の事務所等)					
	139	一酸化炭素の含有率等の測定	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、室温、外気温、相対湿度	2月以内毎に1回 (一部緩和規定あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事院規則10-4第15条</li> <li>・事務所衛生基準規則第7条</li> <li>・労働安全衛生法施行令第21条第5号</li> </ul>
	141	空気調和設備の浮遊粉塵量等の測定	空気調和設備を設けている特定建築物	浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流	2月以内毎に1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物衛生法第4条</li> <li>・施行令第2条</li> <li>・施行規則第3条の2</li> </ul>
		機械換気設備を設けている特定建築物	浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、気流	2月以内毎に1回		
(参考) 上表の測定項目以外に、ホルムアルデヒドの量について、建築、大規模修繕又は大規模模様替の完了後、使用開始日以後最初に到来する測定期間(6/1~9/30)中に1回測定が必要。(建築物衛生法施行規則第3条の2第4号、事務所衛生基準規則第7条の2)						
<p>○空気調和設備、機械換気設備とは(建築物衛生法施行令第2条第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空気調和設備とは、空気の浄化、温度調節、湿度調節、流量調節の4機能を備えた設備。</li> <li>・機械換気設備とは、空気の浄化、流量調節の2つの機能を備えた設備</li> <li>・空気の浄化とは、外気の導入を前提としている(「詳解建築物衛生法」より)</li> <li>・上記の機能の有無は部屋単位で判断することとし、複数の設備で満たしていても良い(「詳細建築物衛生法」ほか)</li> </ul>						
頻度	2月以内毎に1回					
点検者の資格	建築物衛生法では、建築物環境衛生管理技術者の監督のもと行われること。					
報告義務	なし					
点検対象	上表による					
保全実調判断方法	<p>①<u>特定建築物の場合</u>、空気調和設備又は機械換気設備が通常備わっていると考えられるため、<u>全施設を対象と判断する。</u></p> <p>【結論】「保全実態調査に基づく特定建築物判定フロー」により特定建築物と判定された施設全てを対象とする。</p>					

保全実調 項目名称	冷却塔、加湿装置等の清掃等																		
根拠法令	①建築物衛生法の特定建築物に該当する場合（3000㎡以上の事務所等）																		
	<p>建築物衛生法第4条、施行令第2条第1号ニ、施行規則第3条の18            空気調和設備に関する衛生上必要な措置（規則第3条の18）のまとめ</p> <table border="1" data-bbox="339 340 1359 548"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>実施内容</th> <th>対象設備</th> <th>頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号</td> <td>清掃</td> <td>・冷却塔 ・冷却水の水管 ・加湿装置</td> <td>1年以内ごとに1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2～4号</td> <td>汚れの状況の点検</td> <td>・冷却塔及び冷却水 ・加湿装置 ・排水受け</td> <td>・使用開始時 ・使用開始後1月以内 ごとに1回</td> <td>排水受けについては閉塞の状況も点検</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)5号の対象設備がある場合、2～4号の実施状況についても保全指導の対象とする。</p> <p>本項目の対象設備の有無は、当面の間、<u>清掃（5号）の対象設備（冷却塔、冷却水の水管及び加湿装置）の有無で判断することとする。</u>（4号の「空気調和設備内に設けられた排水受け」のみが存在する場合は、本項目は「3. 該当する部位なし」と回答することとする。）</p> <p>建築物衛生法施行規則第3条の18            （空気調和設備に関する衛生上必要な措置）            第3条の18 令第2条第1号ニに規定する措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 冷却塔及び加湿装置に供給する水を水道法（昭和32年法律第177号）第四条に規定する水質基準に適合させるため必要な措置</li> <li>2 <u>冷却塔及び冷却水について、当該冷却塔の使用開始時及び使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期的に、その汚れの状況を点検し、必要に応じ、その清掃及び換水等を行うこと。ただし、1月を超える期間使用しない冷却塔に係る当該使用しない期間においては、この限りでない。</u></li> <li>3 <u>加湿装置について、当該加湿装置の使用開始時及び使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期的に、その汚れの状況を点検し、必要に応じ、その清掃等を行うこと。ただし、1月を超える期間使用しない加湿装置に係る当該使用しない期間においては、この限りでない。</u></li> <li>4 <u>空気調和設備内に設けられた排水受けについて、当該排水受けの使用開始時及び使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期的に、その汚れ及び閉塞の状況を点検し、必要に応じ、その清掃等を行うこと。ただし、1月を超える期間使用しない排水受けに係る当該使用しない期間においては、この限りでない。</u></li> <li>5 <u>冷却塔、冷却水の水管及び加湿装置の清掃を、それぞれ1年以内ごとに1回、定期的に、行うこと。</u></li> </ol> <p>②建築物衛生法の特定建築物に該当しない場合            人事院規則10-4第15条            事務所衛生基準規則第9条の2（建築物衛生法施行規則第3条の18と同様の規定）            →特定建築物と同様の点検、清掃が必要</p>					条文	実施内容	対象設備	頻度	備考	5号	清掃	・冷却塔 ・冷却水の水管 ・加湿装置	1年以内ごとに1回		2～4号	汚れの状況の点検	・冷却塔及び冷却水 ・加湿装置 ・排水受け	・使用開始時 ・使用開始後1月以内 ごとに1回
条文	実施内容	対象設備	頻度	備考															
5号	清掃	・冷却塔 ・冷却水の水管 ・加湿装置	1年以内ごとに1回																
2～4号	汚れの状況の点検	・冷却塔及び冷却水 ・加湿装置 ・排水受け	・使用開始時 ・使用開始後1月以内 ごとに1回	排水受けについては閉塞の状況も点検															
頻度	清掃は、1年以内ごとに1回 汚れの状況の点検は、使用開始時及び使用中1月以内ごとに1回																		
点検者の資格	人事院規則では規定無し。 建築物衛生法では、建築物環境衛生管理技術者の監督のもと行われること。																		
報告義務	なし																		
点検対象	冷却塔又は加湿装置があること																		
判断方法	<u>【結論】設備概要（機械設備）の「空調方式」が1. 全空気方式又は2. ファンコイル・ダクト併用方式の施設を対象と判断する。</u>																		
備考	平成24年度から、項目名称を「冷却塔等（空気調和設備の場合）の水質検査」から「冷却塔、加湿装置等の清掃等」に変更する。 （理由）規則第3条の18第1号で、供給水を水道法4条の水質基準に適合させるため必要な措置を講じることが規定されているものの、定期的な水質検査については規定されていないため。（なお、水道法に基づけば、冷却塔補給水が水道直結の場合は水質検査不要、受水槽が10立米以上の場合は簡易専用水道として水質検査必要などに分類される。）																		

保全実調 項目名称	給水設備の飲料水、雑用水の遊離残留塩素等の検査																															
根拠法令	<b>①建築物衛生法の特定建築物に該当する場合（3000㎡以上の事務所等）</b> 建築物衛生法第4条、施行令第2条第2号、施行規則第4条、第4条の2 上記法令の規定を整理したもの																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給水方式</th> <th>用途</th> <th>管理基準</th> <th>水源</th> <th>水質検査</th> <th>遊離残留塩素の検査</th> <th>貯水槽の清掃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">直結方式以外 (受水槽方式、井水等)</td> <td rowspan="2">飲料水 (注1)</td> <td rowspan="2">水道法第4条の規定による水質基準に適合した水を供給すること</td> <td>上水のみ</td> <td>・6ヶ月ごと(15項目) ・1年ごと(11項目) 【規則§4①三】</td> <td rowspan="2">7日ごと 【規則§4①七】</td> <td rowspan="2">1年ごと 【規則§4①七】</td> </tr> <tr> <td>地下水等、上水以外あり</td> <td>・6ヶ月ごと(15項目) ・1年ごと(11項目) ・3年ごと(8項目) 【規則§4①四】</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">直結方式 (直圧、増圧)</td> <td rowspan="2">雑用水</td> <td rowspan="2">人の健康に係る被害が生ずることを防止するための措置を講ずること</td> <td>上水のみ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>上水以外あり</td> <td>・7日ごと(pH値、臭気、外観) ・2ヶ月ごと(大腸菌、濁度) (注2) 【規則§4の2①三～四】</td> <td>7日ごと 【規則§4の2①五】</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						給水方式	用途	管理基準	水源	水質検査	遊離残留塩素の検査	貯水槽の清掃	直結方式以外 (受水槽方式、井水等)	飲料水 (注1)	水道法第4条の規定による水質基準に適合した水を供給すること	上水のみ	・6ヶ月ごと(15項目) ・1年ごと(11項目) 【規則§4①三】	7日ごと 【規則§4①七】	1年ごと 【規則§4①七】	地下水等、上水以外あり	・6ヶ月ごと(15項目) ・1年ごと(11項目) ・3年ごと(8項目) 【規則§4①四】	直結方式 (直圧、増圧)	雑用水	人の健康に係る被害が生ずることを防止するための措置を講ずること	上水のみ	—	—	—	上水以外あり	・7日ごと(pH値、臭気、外観) ・2ヶ月ごと(大腸菌、濁度) (注2) 【規則§4の2①三～四】	7日ごと 【規則§4の2①五】
給水方式	用途	管理基準	水源	水質検査	遊離残留塩素の検査	貯水槽の清掃																										
直結方式以外 (受水槽方式、井水等)	飲料水 (注1)	水道法第4条の規定による水質基準に適合した水を供給すること	上水のみ	・6ヶ月ごと(15項目) ・1年ごと(11項目) 【規則§4①三】	7日ごと 【規則§4①七】	1年ごと 【規則§4①七】																										
			地下水等、上水以外あり	・6ヶ月ごと(15項目) ・1年ごと(11項目) ・3年ごと(8項目) 【規則§4①四】																												
直結方式 (直圧、増圧)	雑用水	人の健康に係る被害が生ずることを防止するための措置を講ずること	上水のみ	—	—	—																										
			上水以外あり	・7日ごと(pH値、臭気、外観) ・2ヶ月ごと(大腸菌、濁度) (注2) 【規則§4の2①三～四】	7日ごと 【規則§4の2①五】	—																										
(注1) 飲料水とは、人の飲用、炊事用、浴用その他の生活用水(規則§3の19) ただし、旅館の浴用水は旅館業法で規制されているため建築物衛生法による規制対象外。 (注2) 水洗便所用水では濁度の検査は不要 ※ 貯水槽の点検については、周期が規定されていないため本表の対象外とした。(規則§4①二、規則§4の2①二)																																
<b>②建築物衛生法の特定建築物に該当しない場合</b> 10㎡を超えるもの受水槽を設置している場合は、水道法に基づき残留塩素等の水質検査が必要となるが、これは「#135 簡易専用水道の水槽の清掃、検査」の対象と考え、本項目の対象とはしない。																																
頻度	貯水槽の清掃 1年以内毎に1回 遊離残留塩素の検査 7日以内毎に1回 水質検査 項目に応じて、7日ごと～3年ごと																															
点検者の資格	建築物衛生法では、建築物環境衛生管理技術者の監督のもと行われること。																															
報告義務	なし																															
点検対象	受水槽方式の特定建築物（詳細は上表による）																															

保全実調 項目名称	ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度の測定													
根拠法令等	<p>【大気汚染防止法】法第2条、16条、施行令第1条、2条、別表第1、規則第15条</p> <p>具体的な点検等の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ばい煙とは、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質5種（窒素酸化物など）をいう。</li> <li>ばい煙発生施設には、ボイラー、自家発電装置及び廃棄物焼却炉等が該当する。</li> <li>ばい煙発生施設に該当する場合、ばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</li> <li>原動機から排出されるばい煙は規制を受け、<u>非常用自家発電機は、その排出基準値の適用を当面除外されているが、常用自家発電機については排出基準値を満足させる必要がある。</u></li> </ul> <p>大気汚染防止法施行令 別表第一（法第2条関係、主なもの）</p> <table border="1" data-bbox="347 613 1489 1066"> <tr> <td data-bbox="347 613 405 775">一</td> <td data-bbox="405 613 826 775">ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）</td> <td data-bbox="826 613 1489 775">環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算（※）1時間当たり50リットル以上であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 775 405 869">一 三</td> <td data-bbox="405 775 826 869">廃棄物焼却炉</td> <td data-bbox="826 775 1489 869">火格子面積が2㎡以上又は焼却能力が1時間あたり200kg以上であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 869 405 976">二 九</td> <td data-bbox="405 869 826 976">ガスタービン</td> <td data-bbox="826 869 1489 976">燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 976 405 1066">三 〇</td> <td data-bbox="405 976 826 1066">ディーゼル機関</td> <td data-bbox="826 976 1489 1066">（注）設置時期により、適用を猶予している自治体もある。また、非常用の施設について当分の間、適用を猶予されている。</td> </tr> </table> <p>※ 「重油換算」とは、液体燃料は10L、ガス燃料は16㎡、固体燃料は16kgが重油10Lに相当 （昭和46年8月25日付け環大企第5号環境庁大気保全局長通知）</p>		一	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算（※）1時間当たり50リットル以上であること。	一 三	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上又は焼却能力が1時間あたり200kg以上であること。	二 九	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。	三 〇	ディーゼル機関	（注）設置時期により、適用を猶予している自治体もある。また、非常用の施設について当分の間、適用を猶予されている。
一	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算（※）1時間当たり50リットル以上であること。												
一 三	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上又は焼却能力が1時間あたり200kg以上であること。												
二 九	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。												
三 〇	ディーゼル機関	（注）設置時期により、適用を猶予している自治体もある。また、非常用の施設について当分の間、適用を猶予されている。												
頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の①～③以外のばい煙発生施設は、2ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上。</li> <li>① ガス専焼ボイラー、ガスタービン及びガス機関、燃料電池用改質器（ガス発生器）</li> <li>② 廃棄物焼却炉（施行令別表第1の13）のうち、焼却能力が毎時4,000kg未満のものは年2回以上</li> <li>③ 上記①②を除き、排出ガス量が毎時40,000㎡未満のばい煙発生施設は、年2回以上。</li> </ul>													
資格	環境計量士（登録業者）が測定を行う。													
報告義務	規定なし													
測定の 必要性	法に定められた対象設備において行う。													
判断方法	<p>■対象設備の有無について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自家発電装置のうち、ガスタービン、ディーゼル機関において、燃料の燃焼能力が重油換算で1時間あたり50リットル以上のもの。（機種にもよるが、概ね原動機140kW程度（定格出力150kVA程度）以上の自家発電機が該当する。また、大規模施設におけるボイラーが該当し、概ね建築延べ面積7,000㎡以上の施設規模より該当することが多い。）</li> <li>対象設備の有無は保全実調では確認できないが、ボイラー及び自家発電装置は、建物実調の対象施設であればその時点の状況について判断できる。（廃棄物焼却炉は、保全実調の「廃棄物焼却炉のダイオキシン濃度」で「1」又は「2」と回答しているかを目安とした上で、現地確認で対応するしかない。）</li> <li>保全実態調査では確認できない。</li> </ul>													

保全実調 項目名称	特定施設等の排水水の測定
根拠法令等	<p>【水質汚濁防止法】法第2条、14条、施行令第1条、3条の2、4条の2、別表第1・第2、規則第1条の2、9条</p> <p><u>具体的な点検等の内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設を設置し、<u>公共用水域に水を排出する事業場</u>は、排水水の水質検査を実施する必要があるが、雨水を含む特定事業場からの排水をすべて下水道終末処理場に接続する公共下水道に放流する場合は、特定施設の設置等の届出が免除される。</li> <li>・法第2条に基づく特定施設において、当該排水水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</li> <li>・測定の結果は、所定の方式に従って記録し、測定に伴い作成したチャートその他の資料とともに<u>3年間保存</u>する必要がある。</li> </ul> <p>■特定施設の主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理対象人員が500人を超えるし尿浄化槽</li> <li>・300床以上の病院の厨房施設・洗浄施設・入浴施設</li> <li>・業務の用に供する総床面積が420㎡以上の飲食店の厨房施設等</li> <li>・指定地域特定施設（指定地域内（施行令別表第2）の処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽）</li> <li>・科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定める以下の施設のうち、「洗浄施設」または「焼入れ施設」があるもの。</li> </ul> <p style="text-align: center;">環境省令で定める施設（主なもの）：試験研究機関、動物検疫所、植物防疫所、犯罪鑑識施設など</p> <p>■測定方法</p> <p>「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）</p>
頻度	<p>指定地域内の日平均排水量に応じて以下の頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・400㎡以上：毎日</li> <li>・200㎡以上400㎡未満：7日に1回以上</li> <li>・100㎡以上200㎡未満：14日に1回以上</li> <li>・50㎡以上100㎡未満：30日に1回以上</li> </ul> <p>※自治体の条例等で上記の測定回数より多い測定を定めることがある。</p>
資格	規定なし
報告義務	規定なし
測定の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法に定められた特定施設を有する建築物</li> </ul>